

4月 着手	管理	帳票	学習	改定事項	対策、対象帳票や管理方法等
1 医療と介護の連携強化					
●		●	●	<p>運営基準 内容及び手続の説明及び 同意の変更 第4条3</p> <p>入院時における医療機関との連携促進</p>	<p>①新規利用者) 契約時に利用者・家族に対し、入院時に病院にCM氏名等を医療機関に提供する依頼・及びフォーマットの作成 →既存利用者への説明・依頼の義務付け</p> <p>追記 <u>〈平成30年度介護報酬改定に関するQAVol.629〉</u> 問131 より実効性を高めるために、CMの連絡先を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳と合わせて保管することを依頼しておくが良い。 <u>日生協作成：参考フォーマット『CMからご家族へのお願</u> <u>い』</u> →コープみらいCMと参考帳票例として作成（別紙）</p>
3 医療と介護の連携強化（入院時連携加算の見直し）					
●		○ 提示	●	<p>入院時連携加算の見直し</p>	<p>【迅速さが重要】</p> <p>②入院後3日以内の迅速情報提供を目指す （提供方法は、訪問に限らずFAX等でも良い） ＊なおこの3日以内は、休日も祝日も含まれる（？）：要確認！ →迅速対応（迅速情報提供）できるCM体制の検討 （例：たとえば、1利用者に対し2名担当制等の検討） {●入院後7日以内の情報提供（継続）}</p> <p>追加 <u>〈平成30年度介護報酬改定に関するQAVol.629〉</u> 問139 密な連携を求められているため、FAX等による情報提供の場合にも、<u>先方が受け取ったことを確認すると共に、確認したことを居宅サービス計画等に記録しなければならない。</u> →経過記録等に確実に記載するルールを事業所内で決める。</p>
	●			<p>”</p>	<p>③確実に加算請求できる日々管理 情報把握と情報提供（方法含む）実績管理</p>
			●	<p>参考 医療機関側の算定 診療報酬</p>	<p>【入退院時支援加算_新設】 自宅から等の“予定”入院患者に対し、入院“前”に、栄養状態や持参薬、身体状況の把握、社会的背景を含めた患者情報把握等を把握し療養計画を立案する加算が創設。これらの情報を有するケアマネジャーとの連携が重要になっている。</p>

4月 着手	管理	帳票	学習	改定事項	対策、対象帳票や管理方法等
7 医療と介護の連携強化（退院・退所加算の見直し）					
●	●			退院・退所加算の見直し →会議に参加することをより評価する →C P 作成をすることが前提	①医療機関の職員との面談の回数と記録 →特に誰と面談したのか記録する ・・下記参照 ②入院中の担当医等との退院時カンファレンスへの参加回数と記録 ＊担当医等→等とは具体的に誰を指すかは解釈通知等、行政確認のこと。（ 下記追記参照 ） →CM本人及び事業所としての実績を管理するとよい。 →CMの記録用紙（経過記録・サ担会議録？等） →請求担当者は、請求時に訪問実績・記録・CP作成の実績管理を確実に確認すると良い。
			●	参考 医療機関側の算定 診療報酬改定について	追記 カンファレンス 【病院・診療所】退院時共同指導料2の算定要件変更とは →今までは医師と看護師だけだったのが、【薬剤師・管理栄養士・理学療法士等・社会福祉士】が共同指導した場合も算定可能。これは医師が参加できない場合を想定し追加されている 【老健・特養】の場合には、入所者又は家族が（カンファレンスに）参加することが要件になっているので注意。
10 医療と介護の連携強化（運営基準の見直し）					
○			●	運営基準 指定居宅介護支援の具体的取扱い指針 第13条 19の2	医療系サービスの利用を希望する場合に主治医等から意見を求めCP作成した際には、主治医等に CPを交付することを義務付け 追記（運営基準について） 交付方法は、対面のほか、郵送、メールでもよい。 ここでいう医師とは、要介護認定申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されない。 上記は確実に医師等に配布したことを記録すると良い。 （経過記録・CP等に）
○	●	●	●	運営基準 指定居宅介護支援の具体的取扱い指針 第13条 13の2	訪問介護等からの情報把握・モニタリングによる把握 i) 利用者の口腔に関する問題 ii) 服薬状況 モニタリング等にCM自身が発見した利用者情報 → これらの情報を主治医・歯科医師・薬剤師に必要な情報伝達することを義務付け 追記〈平成30年度介護報酬改定に関するQAVol.629 〉 問133 情報提供が必要な情報については、主治医や歯科医師、薬剤師からの助言が必要かどうかをCMが判断するもの。 →日々提供される介護等から報告のあった状況、モニタリング時に得られた情報からアセスメントし（予後予測し）必要性を判断する能力が求められる。

4月 着手	管理	帳票	学習	改定事項	対策、対象帳票や管理方法等
13					<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している ・薬の服用を拒絶している ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている ・口臭や口腔内出血がある ・体重の増減が推測される見た目の変化がある ・食事量や食事回数に変化がある ・下痢や便秘が続いている ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない
14	医療と介護の連携強化（特定事業所加算の見直し）				
15	○		●	特定事業所加算の見直し	<p>①退院退所加算＝年35回以上算定 【注意】 算定回数ではなく、連携の回数が重要！</p> <p>追記〈平成30年度介護報酬改定に関するQAVol.629〉 問138 平成30年4月から平成31年2月末までに本加算の要件を満たす連携回数の合計が35回以上である場合に要件を満たすこと。 なお、退院・所加算の定実績に係る要件については回数ではなく、その算定に係る病院等と連携回数の合計にる。 例えば、特事加算（Ⅳ）を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院：退所加算（Ⅰ）イを10回、退院退所加算（Ⅱ）ロを10回、退院・退所加算（Ⅲ）を2回算定している場合は、それらの算定に係る病院との連携回数は合計36回であるため、要件を満たすことになる。</p> <p>②ターミナルケアマネジメント加算年5件以上 →追加 平成30年4月から平成31年2月末までの算定回数が5回以上である場合に要件を満たす</p>
16		●		〃	<p>上記は平時から実績を重ね、平成31年度から算定可能。 * 特定事業所加算Ⅰ～Ⅲをすでに算定していること * 加算取得条件の実績管理</p>
17	末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント（運営基準の変更）				
18	○	●		<p>運営基準 指定居宅介護支援の具体的取扱い指針 第13条 9</p> <p>ケアマネジメントプロセスの簡素化</p>	<p>追記 末期の悪性腫瘍の患者に限る 医師の助言を受け、サ担会議をせずにCP作成・変更・サービス提供・見直しを行う（<u>プロセス簡素化</u>） →医師からの助言の記録 （経過記録？サ担会議要旨？）</p> <p>追記〈平成30年度介護報酬改定に関するQAVol.629〉 問132 そもそも末期の悪性腫瘍の利用者に対する報酬を算定する医師は、その要件として、CMに対し病状の変化等について適時情報提供を行うこととされているため、医師から連絡が入るし、入った場合には十分な連携を図ると良い。</p>

4月 着手	管理	帳票	学習	改定事項	対策、対象帳票や管理方法等
19 末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント (ターミナルケアマネジメント加算)					
20	○	●	●	頻回な利用者の状態変化等の把握に対する評価 <input checked="" type="checkbox"/> 末期の悪性腫瘍 <input checked="" type="checkbox"/> 在宅での死亡 死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができる。	利用者・家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に、2日以上在宅を訪問し、主治医の助言を得つつ、利用者の状態・サービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施 →「経過記録」に記載確認 →CM体制の確保・・・2名体制可能?? 追記〈算定基準について〉 ●死亡月に算定 支援経過として以下の記録が求められる ①利用者の心身や家族の状況変化とCMの行った支援 ②主治医やサービス事業者と行った連絡調整に関する記録
21	○		○ 検討	〃	訪問時に把握した利用者の心身状況等の情報を記録し主治医等やCPに位置付けたサービス事業所へ情報提供する *記録し提供できる帳票の検討 ...FAX等を踏まえ、経過記録以外の帳票が必要?
22	○	●		〃	利用者から24時間連絡が取れる体制の確保
23 ③質の高いケアマネジメントの推進					
24	○	●		管理者の要件見直し	①管理者要件は主任ケアマネジャーであること ・確実な研修受講計画の立案 ・職員の職歴一覧 (管理者以外の研修受講計画)
25 質の高いケアマネジメントの推進 (特定事業所加算の見直し)					
26	●	●		関係づくり 地域における人材育成を行う事業者に対する評価	特定事業所加算Ⅰ～Ⅲ共通 ・ 他法人CM事業所 と共同の事例検討会、研究会等の実施の要件追加 →周辺地域のCM事業所情報と顔の見える関係作り 持ち回りの勉強会等、地域の事業所と工夫しながら開催へ *頻度や開催方法、記録等については、解釈通知および行政指導待ち 特定事業所加算Ⅱ～Ⅲ

4月 着手	管理	帳票	学習	改定事項	対策、対象帳票や管理方法等
27				特定事業所加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) 関係づくり	<p>追記 〈平成30年度介護報酬改定に関するQAVol.629〉 問136</p> <p>■事例検討会の開催計画について 平成30年度は、事例検討会等の概略や開催時期等と記載した簡略的な計画を平成30年度4月末日までに定めること。 共同で実施する他事業等まで記載した最終的な計画を9月末日までに定めること。 9月末日までに当該計画を策定していない場合には、10月以降は特定事業所加算を算定できない</p> <p>問137</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>市町村や地域の介護支援専門職の職能団体等と共同して実施するものでも良い。 <input checked="" type="checkbox"/>ただし、2法人以上がこの事例検討会に参加することを指している。 <input checked="" type="checkbox"/>市町村と共同して実施する場合であっても他の法人の居宅介護支援事業者が開催者又は参加者として参画することが必要</p> <p>→地域の他法人の居宅介護支援事業所と、あらかじめ十分に要件を理解し、共に協力して実施することが重要。日頃からの混むにケーションが欠かせない。</p>
28	④公正中立なケアマネジメントの確保				
29				ア 契約時の説明等の説明義務化	<p>契約時の説明義務化</p> <p>・4月1日以降、説明義務内容を含んだ書類作成 (以下参照)</p> <p>追記 〈3.運営に関する基準より抜粋〉</p> <p>利用者や家族に対し、居宅サービス計画書の作成にあたり</p> <p>①複数の指定居宅サービス事業者等の紹介と求めること、 ②原案に位置付けた事業所の選定理由の説明を求めることが可能であること</p> <p>これらを「文書と口頭」で説明し、理解したことの「利用申込者から署名」をもらうこと。 →「重要事項説明書」で良いか、行政指導で確認して下さい。</p> <p>追記 〈平成30年度介護報酬改定に関するQAVol.629〉 問131</p> <p>既存利用者においては、次のCP見直し時期に説明を行う。 →事業所内で説明完了・未完了の進捗確認をしておくこと。</p>
30	特定事業所集中減算の見直し (算定基準の見直し)				

居宅介護支援

2018年4月9日 第2版

赤字:追記したところ

4月 着手	管理	帳票	学習	改定事項	対策、対象帳票や管理方法等										
●	●			算定基準について ・特定事業所集中減算のサービス見直し	対象サービスの見直し 追記 対象期間の見直し ●今回の減算対象月 2018年4月1日～8月31日までの期間を適用期間 その結果により、2018年10月1日より減算対象となる。 注意) 平成30年においては算定期間が4月から4か月間。念のため現状把握、必要に応じ対策を検討する										
32 訪問回数の多い利用者への対応															
○	●			運営基準 指定居宅介護支援の具体的な取扱い指針 第13条 18の2 訪問回数の多い利用者への対応	平成30年10月より施行 →市町村の回数設定を確認。 下記回数は、20180319_パブリックコメント「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（仮称）案」より抜粋。 基準回数（案） <table border="1" data-bbox="722 958 1091 1066"> <tr> <td>要介護1</td> <td>要介護2</td> <td>要介護3</td> <td>要介護4</td> <td>要介護5</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>34</td> <td>43</td> <td>38</td> <td>31</td> </tr> </table> 追記 回数については、4月に決定し、6か月間の周知の後に10月から施行になる。	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	27	34	43	38	31
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5											
27	34	43	38	31											
	●			〃	生活援助の利用が多い利用者のピックアップ ・必要性、目的、内容の精査 利用者及び事業所との調整 市町村への届出ルール ・・・事業所内でルールの設定										
	●			〃	CPが確認対象になった場合には、地域ケア会議にて審議・対応へ。										
36 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携															
	●	●		障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携 CMと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携をするために、居宅介護支援事業所と特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を記載	契約時の説明義務化 ・説明義務内容を含んだ書類作成 →「重要事項説明書？」 【行政指導確認】 ・新規利用者への説明要？										